

「福祉」「福祉」と叫ばれているけれども、狭義の社会福祉の問題がおろそかになる心配はないだろうか。つまり、社会福祉の問題は、本書も引用している横浜市総合福祉行政調査研究委員会の報告にもあるように「社会において常に少数者の問題であり、自ら訴える力を持たない場合が多い。圧力と結びつかず、顕在化・多数化しえない問題である。マイノリティ『少数者』であるが故に行政施策の重要性があることも理解されなければならない。」問題であり、この点をふまえた上で一般の市民福祉の問題にまで発展させるべきであるが、この前提を飛び越して、多数者の論理で少数者を押しつぶしてしまう風潮が現代の社会にはないだろうか。

次に、福祉問題を考えるときに、まず考えなければならないのは、対象になっている児童、障害者老人等のために、何をなすべきかではないだろうか。ともすると、この基本的問題をおきざりにして、その対象者の周囲にいる介護者、地域の人々ないしは行政側の事情がまず考えられていないだろうか。本書では、2人の身障害児を持つ母親が看護に疲れはてて、2歳になる長女を殺した事件を契機として起きた母親に対する減刑嘆願問題や「家庭で介護に疲れた家族は、老人を施設に送り込むとホッとすが、送りこまれた老人は決してホッとしない」というある老人ホームの寮長の発言を引用している。この種の問題は、市民の要望が非常に強い保育所問題にもあてはまる部分があるのではないだろうか。

そして第3部においては、「横浜の10年」と題して、図表を中心に市政を紹介し、都市づくりや市民福祉など10年の実績を説明している。

総括的にみてこの白書は、数多くの資料を分析して、市民の多層性を浮き彫りにした点において、従来にない貴重な資料といえるだろう。

〈民生局児童福祉部総務課経理係長 本多常高〉

もっと現場の声を

現場で働く者として、第1部の発言の中に福祉行政に直接かかわる者として痛みを感じることが、二、三ありました。何故ならば、常日頃私達自身も感じ、解決の必要性を強く意識しているからです。

例えば、現在〈2月〉、福祉事務所では、保育園の入園児決定の多忙期ですが、定員105名の保育園で、入園希望者が220名とまさに大学入試なみの競争。私達福祉事務所職員にとって、年間を通して最も苦痛な時期の一つです。それは、どうしても保育園に入れない子どもがたくさん出てしまうからです。

児童福祉法には、確か「市町村長は、保護者の労働または疾病などの事由により、その監護すべき乳児、幼児または……児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて、保育しなければならない」〈児童福祉法第24条本文〉と規定されています。けれども現実には、入園措置が決定し、落ちた子どものお母さん方からの訴え、苦情、泣き顔等をみる時、私達は、言葉に表わせないほどの気持ちにさせられます。勿論私達は、図式的には、「国が自治体に超過負担を強いて保育園をつくらせている状況があり、自治体も思うように数多くつukれないのが現実で、年ごとにふやしている保育園の数だけではとてもたりないのです……」といい逃れることはできません。

白書の中にもあったように、「発言」の項で、田代昌史氏が「行政が矛盾を矛盾のままに引き継いでいく姿はむしろ当然の姿としてとらえられてしまう。これは大きな落とし穴だぞと思うようになった。すなわち行政側は市民に対して大変もっともらしい言い分〈総論〉と、しかし現実的には大変むずかしい条件がございましてという言い分

〈各論〉の二つを準備すれば、あとは必勝体形となる。本音と建て前が一致している市民は別だが、分裂市民はこの硬軟両面作戦にあって手も足も出ない……」と指摘されています。まさに保育園入園措置業務における私達の言葉が、この事を具現化したものでなくて他になにが有るでしょうか。

老人福祉においても、在宅サービスといってもヘルパーさんが、1人平均6世帯も受け持って十分なサービスができるかどうか考えてもみてください。おしめの洗濯から、話し相手、夕ごはんの買物から病院への送り迎え等あらゆる生活の場面に溶け込んでやらねばならない仕事量からみたら、現在の人員ではとても無理です。

生活保護でも、ケースワーカー1人の持っている世帯数が、平均90世帯を越えている現在、きめの細かいサービスなどとてもできません。とくにその生活保護基準の低さは、この物価高、インフレの時代に、例えば4人世帯でAさんとしませんが、夫52歳、妻42歳、子ども12歳と10歳で月額90,610円になるが、今の時代に生活が可能かどうか、どうやって毎月の生計をたてて生活しているのか、ケースワーカーとして保護者に聞くのがこわい位です。白書の中でも、原田氏の発言で「弱い立場の市民」で訴えられておりましたが、もっと鋭く追求して欲しかったと思います。

公務員としての立場にしばられる私達が、直接仕事の中で直ちに解決できるものはわずかです。

当然自分の時間に取り組まなければなりません。そこでふた通りの生き方が出てくるのです。自分の時間をさいてぶつかる者、または業務時間が終われば、一さい切り捨ててしまう者。だが公務員も人間である以上、後者をせめる事はできません。現場で働く私達の仕事は直接住民に接し、住民の要求を解決するものであるが、そこには必ず行政側の条件が壁となってきます。私個人としては、

何とかしたくとも公務員としての立場がそれを許しません。みんな板ばさみで悩んでいるのです。白書の中で、特に、福祉行政の点では第1部での「発言」のところでもっと多くの注文やら告発や訴えが載っていると期待していたら少し期待はずれで、鋭さが欠けていた感じがいなめません。

第2部の市民福祉の部分もきれいに分析的に眺めているだけで、市独自の考え方とか、私達現場の生の声とかが少ないように思われました。

1日8時間住民との対応及び事務に追われている私達にできることは、矛盾点を指摘していく事です。しかし現実に必要なものは、「次に何をするか」です。そこで行政—企画部門—に対する要求が出てくるのです。常に現場からあげられてくる問題点を組み入れ、福祉行政の方針を示していくべく部門を確立することを。そしてそれに基づいた十分な人事が行なわれることを。

そして現場の職員が1人残らず、日常の仕事の中の矛盾点を痛みと感ずる姿勢を持ちつづけられることを。

私たち現場に働くものは、つい自治体の中で行政の貧困さの弁解者になるような立場にたたされませんが、本来は、その反対で、私たちも市民であり、共に問題意識を感じ、市・国へ要求する者であることを確認していきたいと思う。

〈民生局南福祉事務所保護係 佐々木裕子・神奈川福祉事務所保護係 小泉秀信〉

市民は単なる住民ではない

4年に1度地方選挙が行われる。市民に対して4年間の行政の総決算の意味を含めて市民生活白書が刊行されるのであろうか。

白書を読んで感じたことは、激しいインフレの嵐の中で、消費経済と市民福祉に重点が置かれ、同